

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和7年4月15日

堺市議会議長 田淵 和夫 様

議員氏名 萱野 孝弥

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和6年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,240,000	@270,000円 × × 12ヶ月 = 3,240,000 円
2 その他		
収 入 合 計	3,240,000	

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費			
研 修 費			
要 請・陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	162,403	162,403	
広 報・広 聴 費	101,563	101,563	
人 件 費			
事 務・事 務 所 費	1,483,115	1,483,115	
支 出 合 計	1,747,081	1,747,081	

様式第14号（第7条関係）

令和6年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 萱野 孝弥

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【広報・広聴費】 ガソリン代 駐車代	4月～3月	市政に関する調査等で使用する自動車の燃料や駐車料金に使用した。
【事務・事務所費】 事務所賃借 事務用品の購入	4月～3月	住民からの相談等や意見の聴取等に対応する為、市政事務所、政務活動用電話、事務用品を用意した。
【資料購入費】 書籍購入	4月・1月・3月	市政に関する調査・研究の為に資料・書籍等を購入した。

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6.4.2	4-1		352	-352	広報活動駐車場代	⑦	
6.4.2	4-2		4,239	-4,591	ガソリン代	⑦	
6.4.10		810,000		805,409	政務活動費4月～6月分 受け入れ		
6.4.10	4-3		22,896	782,513	事務所火災保険料（年間）	⑨	
6.4.11	4-4		80	782,433	広報活動駐車場代	⑦	
6.4.14	4-5		320	782,113	広報活動駐車場代	⑦	
6.4.14	4-6		80	782,033	広報活動駐車場代	⑦	
6.4.15	4-7		320	781,713	広報活動駐車場代	⑦	
6.4.16	4-8		528	781,185	広報活動駐車場代	⑦	
6.4.17	4-9		80	781,105	広報活動駐車場代	⑦	
6.4.17	4-10		3,964	777,141	ガソリン代	⑦	
6.4.22	4-11		856	776,285	ガソリン代	⑦	
6.4.22	4-12		264	776,021	広報活動駐車場代	⑦	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 荻野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6.4.25	4-13		3,327	772,694	4月分事務所電気代	⑨	
6.4.25	4-14		2,944	769,750	4月分事務所ゴミ収集	⑨	
6.4.25	4-15		6,952	762,798	4月分事務所電話代	⑨	
6.4.25	4-16		240	762,558	広報活動駐車場代	⑦	
6.4.25	4-17		88	762,470	備品購入代	⑨	
6.4.25	4-18		66,664	695,806	5月分事務所賃借料 (駐車場賃料・水道代含む)	⑨	
6.4.26	4-19		80	695,726	広報活動駐車場代	⑦	
6.4.26	4-20		3,778	691,948	3月分携帯電話代	⑨	
6.4.28	4-21		525	691,423	備品購入代	⑨	
6.4.28	4-22		4,319	687,104	ガソリン代	⑦	
6.4.30	4-23		33,495	653,609	書籍購入代	⑥	
6.4.30	4-24		12,226	641,383	書籍購入代	⑥	
6.4.30	4-25		176	641,207	広報活動駐車場代	⑦	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

[illegible]

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6.5.3	5-1		320	640,887	広報活動駐車場代	⑦	
6.5.8	5-2		240	640,647	広報活動駐車場代	⑦	
6.5.10	5-3		80	640,567	広報活動駐車場代	⑦	
6.5.16	5-4		80	640,487	広報活動駐車場代	⑦	
6.5.17	5-5		4,200	636,287	ガソリン代	⑦	
6.5.24	5-6		66,664	569,623	6月分事務所賃借料 (駐車場賃料・水道代含む)	⑨	
6.5.24	5-7		3,041	566,582	5月分事務所電気代	⑨	
6.5.24	5-8		2,944	563,638	5月分事務所ゴミ収集	⑨	
6.5.24	5-9		320	563,318	広報活動駐車場代	⑦	
6.5.27	5-10		3,434	559,884	4月分携帯電話代	⑨	
6.5.27	5-11		20,640	539,244	ノートパソコン代	⑨	
6.5.29	5-12		160	539,084	広報活動駐車場代	⑦	
6.5.31	5-13		7,024	532,060	5月分事務所電話代	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

[illegible]

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6.6.2	6-1		528	531,532	文具購入代	⑨	
6.6.4	6-2		240	531,292	広報活動駐車場代	⑦	
6.6.4	6-3		4,284	527,008	ガソリン代	⑦	
6.6.11	6-4		704	526,304	広報活動駐車場代	⑦	
6.6.12	6-5		320	525,984	広報活動駐車場代	⑦	
6.6.17	6-6		560	525,424	広報活動駐車場代	⑦	
6.6.17	6-7		320	525,104	広報活動駐車場代	⑦	
6.6.18	6-8		560	524,544	広報活動駐車場代	⑦	
6.6.18	6-9		3,970	520,574	ガソリン代	⑦	
6.6.19	6-10		320	520,254	広報活動駐車場代	⑦	
6.6.21	6-11		3,792	516,462	6月分事務所電気代	⑨	
6.6.24	6-12		352	516,110	広報活動駐車場代	⑦	
6.6.26	6-13		3,554	512,556	5月分携帯電話代	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 荻野 孝弥

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6.6.27	6-14		6,911	505,645	6月分事務所電話代	⑨	
6.6.28	6-15		4,218	501,427	ガソリン代	⑦	
6.6.29	6-16		2,860	498,567	6月分事務所ゴミ収集	⑨	
6.6.29	6-17		66,752	431,815	7月分事務所賃借料 (駐車場賃料・水道代含む)	⑨	
6.6.30	6-18		320	431,495	広報活動駐車場代	⑦	
月計			100,565				
累計		810,000	378,505	431,495			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号(第6条関係)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6.7.9	7-1		3,951	427,544	ガソリン代	⑦	
6.7.10		810,000		1,237,544	政務活動費7月分～9月分 受け入れ		
6.7.12	7-2		160	1,237,384	広報活動駐車場代	⑦	
6.7.12	7-3		352	1,237,032	広報活動駐車場代	⑦	
6.7.18	7-4		480	1,236,552	広報活動駐車場代	⑦	
6.7.18	7-5		3,828	1,232,724	ガソリン代	⑦	
6.7.21	7-6		320	1,232,404	広報活動駐車場代	⑦	
6.7.24	7-7		80	1,232,324	広報活動駐車場代	⑦	
6.7.26	7-8		66,664	1,165,660	8月分事務所賃借料 (駐車場賃料・水道代含む)	⑨	
6.7.26	7-9		3,893	1,161,767	7月分事務所電気代	⑨	
6.7.26	7-10		3,630	1,158,137	6月分携帯電話代	⑨	
6.7.26	7-11		2,944	1,155,193	7月分事務所ゴミ収集	⑨	
6.7.26	7-12		6,981	1,148,212	7月分事務所電話代	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6.7.26	7-13		4,457	1,143,755	ガソリン代	⑦	
6.7.28	7-14		528	1,143,227	広報活動駐車場代	⑦	
月計		810,000	98,268				
累計		1,620,000	476,773	1,143,227			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容		項目	その他
6.8.18	8-1		4,222	1,139,005	ガソリン代		⑦	
6.8.25	8-2		2,094	1,136,911	ガソリン代		⑦	
6.8.26	8-3		3,554	1,133,357	7月分携帯電話代		⑨	
6.8.28	8-4		39,992	1,093,365	事務所クーラー本体代		⑨	
6.8.28	8-5		66,664	1,026,701	9月分事務所賃借料 (駐車場賃料・水道代含む)		⑨	
6.8.28	8-6		6,099	1,020,602	8月分事務所電気代		⑨	
6.8.28	8-7		2,944	1,017,658	8月分事務所ゴミ収集		⑨	
6.8.28	8-8		6,925	1,010,733	8月分事務所電話代		⑨	
月計			132,494					
累計		1,620,000	609,267	1,010,733				

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6.9.5	9-1		28,000	982,733	事務所エアコン工事代	⑨	
6.9.9	9-2		160	982,573	広報活動駐車場代	⑦	
6.9.12	9-3		160	982,413	広報活動駐車場代	⑦	
6.9.12	9-4		4,036	978,377	ガソリン代	⑦	
6.9.17	9-5		80	978,297	広報活動駐車場代	⑦	
6.9.20	9-6		176	978,121	広報活動駐車場代	⑦	
6.9.21	9-7		3,543	974,578	ガソリン代	⑦	
6.9.24	9-8		320	974,258	広報活動駐車場代	⑦	
6.9.25	9-9		5,233	969,025	9月分事務所電気代	⑨	
6.9.25	9-10		2,944	966,081	9月分事務所ゴミ収集	⑨	
6.9.25	9-11		7,115	958,966	9月分事務所電話代	⑨	
6.9.25	9-12		66,664	892,302	10月分事務所賃借料 (駐車場賃料・水道代含む)	⑨	
6.9.26	9-13		160	892,142	広報活動駐車場代	⑦	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6.9.26	9-14		3,320	888,822	8月分携帯電話代	⑨	
6.9.30	9-15		80	888,742	広報活動駐車場代	⑦	
月計			121,991				
累計		1,620,000	731,258	888,742			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6.10.2	10-1		160	888,582	広報活動駐車場代	⑦	
6.10.3	10-2		160	888,422	広報活動駐車場代	⑦	
6.10.8	10-3		320	888,102	広報活動駐車場代	⑦	
6.10.9	10-4		4,161	883,941	ガソリン代	⑦	
6.10.10		810,000		1,693,941	政務活動費10月分～12月分 受け入れ		
6.10.25	10-5		66,664	1,627,277	11月分事務所賃借料 (駐車場賃料・水道代含む)	⑨	
6.10.25	10-6		4,840	1,622,437	10月分事務所電気代	⑨	
6.10.25	10-7		2,944	1,619,493	10月分事務所ゴミ収集	⑨	
6.10.25	10-8		7,172	1,612,321	10月分事務所電話代	⑨	
6.10.26	10-9		4,391	1,607,930	ガソリン代	⑦	
6.10.27	10-10		352	1,607,578	広報活動駐車場代	⑦	
6.10.28	10-11		3,511	1,604,067	9月分携帯電話代	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6.10.28	10-13		160	1,603,907	広報活動駐車場代	⑦	
6.10.28	10-14		160	1,603,747	広報活動駐車場代	⑦	
6.10.28	10-15		160	1,603,587	広報活動駐車場代	⑦	
6.10.28	10-16		528	1,603,059	広報活動駐車場代	⑦	
6.10.29	10-17		80	1,602,979	広報活動駐車場代	⑦	
6.10.29	10-18		320	1,602,659	広報活動駐車場代	⑦	
6.10.29	10-19		264	1,602,395	広報活動駐車場代	⑦	
6.10.30	10-20		160	1,602,235	広報活動駐車場代	⑦	
6.10.30	10-21		480	1,601,755	広報活動駐車場代	⑦	
6.10.30	10-22		320	1,601,435	広報活動駐車場代	⑦	
6.10.30	10-23		160	1,601,275	広報活動駐車場代	⑦	
月計		810,000	97,467				
累計		2,430,000	828,725	1,601,275			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 荻野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容		項目	その他
6.11.2	11-1		160	1,601,115	広報活動駐車場代		⑦	
6.11.3	11-2		176	1,600,939	広報活動駐車場代		⑦	
6.11.3	11-3		312	1,600,627	広報活動駐車場代		⑦	
6.11.8	11-4		4,201	1,596,426	ガソリン代		⑦	
6.11.10	11-5		160	1,596,266	広報活動駐車場代		⑦	
6.11.19	11-6		320	1,595,946	広報活動駐車場代		⑦	
6.11.22	11-7		160	1,595,786	広報活動駐車場代		⑦	
6.11.26	11-8		3,582	1,592,204	10月分携帯電話代		⑨	
6.11.27	11-9		66,664	1,525,540	12月分事務所賃借料 (駐車場賃料・水道代含む)		⑨	
6.11.27	11-10		5,747	1,519,793	11月分事務所電気代		⑨	
6.11.27	11-11		2,944	1,516,849	11月分事務所ゴミ収集		⑨	
6.11.27	11-12		7,184	1,509,665	11月分事務所電話代		⑨	
6.11.27	11-13		3,876	1,505,789	ガソリン代		⑦	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6.11.29	11-14		176	1,505,613	広報活動駐車場代	⑦	
月計			95,662				
累計		2,430,000	924,387	1,505,613			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 荻野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6.12.17	12-1		160	1,505,453	広報活動駐車場代	⑦	
6.12.17	12-2		264	1,505,189	広報活動駐車場代	⑦	
6.12.19	12-3		160	1,505,029	広報活動駐車場代	⑦	
6.12.23	12-4		160	1,504,869	広報活動駐車場代	⑦	
6.12.24	12-5		352	1,504,517	広報活動駐車場代	⑦	
6.12.25	12-6		160	1,504,357	広報活動駐車場代	⑦	
6.12.25	12-7		66,664	1,437,693	令和7年1月分事務所賃借料 (駐車場賃料・水道代含む)	⑨	
6.12.25	12-8		2,944	1,434,749	12月分事務所ゴミ収集	⑨	
6.12.26	12-9		5,344	1,429,405	11月分携帯電話代	⑨	
6.12.26	12-10		3,968	1,425,437	12月分事務所電気代	⑨	
6.12.26	12-11		7,072	1,418,365	12月分事務所電話代	⑨	
6.12.26	12-12		7,264	1,411,101	備品代（コピー用紙）	⑨	
6.12.27	12-13		176	1,410,925	広報活動駐車場代	⑦	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6.12.27	12-14		320	1,410,605	広報活動駐車場代	⑦	
6.12.27	12-15		176	1,410,429	広報活動駐車場代	⑦	
月計			95,184				
累計		2,430,000	1,019,571	1,410,429			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.1.7	1-1		160	1,410,269	広報活動駐車場代	⑦	
7.1.8	1-2		80	1,410,189	広報活動駐車場代	⑦	
7.1.8	1-3		1,000	1,409,189	都市計画地図	⑥	
7.1.10		810,000		2,219,189	政務活動費1月分～3月分 受け入れ		
7.1.18	1-4		440	2,218,749	広報活動駐車場代	⑦	
7.1.27	1-5		5,799	2,212,950	1月分事務所電気代	⑨	
7.1.27	1-6		3,560	2,209,390	12月分携帯電話代	⑨	
7.1.27	1-7		4,499	2,204,891	ガソリン代	⑦	
7.1.27	1-8		7,087	2,197,804	1月分事務所電話代	⑨	
7.1.28	1-9		66,664	2,131,140	2月分事務所賃借料 (駐車場賃料・水道代含む)	⑨	
7.1.28	1-10		2,944	2,128,196	1月分事務所ゴミ収集	⑨	
月計		810,000	92,233				
累計		3,240,000	1,111,804	2,128,196			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.2.10	2-1		4,666	2,123,530	ガソリン代	⑦	
7.2.26	2-2		66,664	2,056,866	3月分事務所賃借料 (駐車場賃料・水道代含む)	⑨	
7.2.26	2-3		3,578	2,053,288	2月分事務所電気代	⑨	
7.2.26	2-4		3,209	2,050,079	1月分携帯電話代	⑨	
7.2.26	2-5		2,944	2,047,135	2月分事務所ゴミ収集	⑨	
7.2.26	2-6		7,059	2,040,076	2月分事務所電話代	⑨	
月計			88,120				
累計		3,240,000	1,199,924	2,040,076			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.3.2	3-1		24,388	2,015,688	書籍購入代	⑥	
7.3.9	3-2		26,752	1,988,936	書籍購入代	⑥	
7.3.10	3-3		222,400	1,766,536	ノートパソコン購入代	⑨	
7.3.13	3-4		220	1,766,316	広報活動駐車場代	⑦	
7.3.13	3-5		600	1,765,716	広報活動駐車場代	⑦	
7.3.15	3-6		6,600	1,759,116	iPhone修理代	⑨	
7.3.23	3-7		1,346	1,757,770	USB購入代	⑨	
7.3.26	3-8		66,664	1,691,106	4月分事務所賃借料 (駐車場賃料・水道代含む)	⑨	
7.3.26	3-9		3,856	1,687,250	3月分事務所電気代	⑨	
7.3.26	3-10		2,944	1,684,306	3月分事務所ゴミ収集	⑨	
7.3.26	3-11		7,072	1,677,234	3月分事務所電話代	⑨	
7.3.26	3-12		4,760	1,672,474	書籍購入代	⑥	
7.3.27	3-13		3,824	1,668,650	ワイヤレス静音マウス購入代	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.3.27	3-14		3,424	1,665,226	パソコンケース購入代	⑨	
7.3.27	3-15		4,413	1,660,813	パソコン液晶保護フィルター 購入代	⑨	
7.3.27	3-16		9,891	1,650,922	ワイヤレス充電器購入代	⑨	
7.3.27	3-17		1,265	1,649,657	筆記用具購入代	⑨	
7.3.27	3-18		54,494	1,595,163	書籍購入代	⑥	
7.3.27	3-19		5,288	1,589,875	書籍購入代	⑥	
7.3.27	3-20		87,252	1,502,623	iPad購入代	⑨	
7.3.29	3-21		440	1,502,183	広報活動駐車場代	⑦	
7.3.30	3-22		704	1,501,479	iPadケース購入代	⑨	
月計			538,597				
累計		3,240,000	1,738,521	1,501,479			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 萱野 孝弥

管理責任者 (議員名)	萱野 孝弥		
事務所名	萱野 孝弥 堺市議会議員事務所		
所在地	〒592-8335 大阪府堺市西区浜寺石津町東3丁2番13号 TEL 072 (245) 9855		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 株式会社 スペースリペア)		
	他用途との兼用 ☒ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☒ 後援会事務所	
		☐ 政党活動事務所	
		☐ 会社等 (関係団体)	
延べ面積	175.45 m ²	賃借料	月額 83,000 円 (政務活動費充当額円) 66,400 円
政務活動事務所 として使用する 割合	80 %	(次のいずれかの説明方法を選択) ☐ 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) ☒ 使用時間による 月 150 時間のうち 120 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・ 80 % ☒ 水道代・・・ 80 % ☐ ガス代・・・ % ☒ 固定電話代・・・ 80 % ☒ その他 (ゴミ 代)・・・ 80 %	
	駐車場 賃借料	80 %	月額 円 (政務活動費充当額 円)
		【所在地】 大阪府堺市西区浜寺石津町東3丁2番13号	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

事業用賃貸借契約書（事務所）

貸主 XXXXXXXXXX（以下「甲」という。）と借主 萱野 孝弥 様（以下「乙」という。）は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	マイハウス 階 号室 区画番号()		
	所在地	(住居表示) 大阪府堺市西区浜寺石津町東3丁 2番13号		
		(登記簿) 大阪府堺市西区浜寺石津町東3丁 760番地2・760番地18		
	構 造	鉄骨造 / スレートぶき / 1階建 / 全 (1) 戸		
	種 類	戸建	新築年月	平成1年6月
	面 積	175.45㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

市議会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年5月1日から 令和7年4月30日まで(2年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年5月1日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (別途消費税相当額 0円)		共益費	月額 3,000円 (別途消費税相当額 0円)	
敷金			礼金		
保証金			償却	その他 償却条件	
家財保険料	期間年間 0円		附属施設料	0円 (別途消費税相当額 円)	
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No				
	本数	2本	本		本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで			
賃料等の 支払方法	☒ 振込	振込先金融機関名: 大阪信用金庫 石津支店 預金: 普通 口座番号: 口座名義人: 株式会社スペースリペア 振込手数料負担者: 借主			

賃料等の 支払方法	☐ 持 参	持 参 先	口座引落手数料負担者：
	☐ 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名) 萱野 孝弥
	(自 宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携 帯)TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [REDACTED]
	住所 堺市 [REDACTED]
管 理 業 者	商号又は名称 株式会社スペースリペア
所 在 地	堺市西区浜寺石津町東2丁10番25号 TEL 072-241-3265
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	
国土交通大臣 () 第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号 ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管 理 担 当 者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号 () 第 号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☒ 連帯保証人	氏名	[REDACTED]
		住所	堺市 [REDACTED]
		極度額	[REDACTED]
	☐ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣 () 第 号

頭書(8) 更新に関する事項

※甲からの解約
甲は、乙に対して6ヶ月前に解約を申し入れることにより、本契約を解約することができる。

頭書(9) 特約事項

※賃貸物件の占有は建物内(ホール・客席部分・厨房部分の流し台・冷蔵庫)及び敷地内駐車場(No.2)とする。

※原状回復等

1. 造作等の許可、原状回復

借主は本物件内への造作物、看板等の設置について貸主の承諾を得て行い、本契約終了時、借主の負担において原状に復す事(但し、借主の負担によるエアコン・照明器具設置・コンセント増設を除く)を承諾しました。

2. 室内クリーニング

借主は本契約が終了し、建物を明け渡す際、室内クリーニングについては借主負担とし、貸主の指定業者へ依頼する事を承諾しました。

※設備・施設

1. 設備の買取請求

借主は本物件の内装備品を現況のまま使用し、契約終了後は現況のまま残置して譲渡転賃をしないこと、又、借主は自らの費用で設置した設備等の買取を貸主に請求することは出来ない事を承諾しました。

2. 修理費負担

既存の備品が使用できなくなった場合、修理等の費用負担は借主とします。

※その他

借主は契約時及び更新時、借家人賠償責任担保特約を含む保険に加入することを承諾しました。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が署(記)名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年5月1日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	[Redacted]
	住所	堺市 [Redacted]	
乙・借主	氏名	萱野 孝弥	[Redacted]
	住所	堺市 [Redacted]	
丙・連帯保証人	氏名	[Redacted]	[Redacted]
	住所	堺市 [Redacted]	
	極度額		[Redacted] 円

宅地建物取引業者	主たる事務所所在地 商号又は名称 代表者の氏名	堺市西区浜寺石津町東2丁10番25号 株式会社スペースリペア 代表取締役 大仲 正輝 (印)	主たる事務所所在地 商号又は名称 代表者の氏名	(印)
	免許証番号	大阪府知事(4)第53782号	免許証番号	() 第 号
説明をする宅地建物取引士	氏 名	南 國雄 [REDACTED]	氏 名	
	登 録 番 号	大阪 第796861号	登 録 番 号	第 号
	業務に従事する事務所名	株式会社スペースリペア	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	堺市西区浜寺石津町東2丁10番25号 TEL 072-241-3265	事務所所在地 TEL	TEL

※(印)は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に交付するものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 前項の規定により敷金を乙の債務の弁済に充当した場合、甲はその旨乙に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた乙は、すみやかに敷金の不足額を補填しなければならない。

4 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

- 5 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から差し引き、なお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

- 第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。
- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 前項の規定により保証金を乙の債務の弁済に充当した場合、甲はその旨乙に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた乙は、すみやかに保証金の不足額を補填しなければならない。
- 4 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 5 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を差し引き、なお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

- 第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
 - 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、甲の定める承諾料その他の承諾の条件に従うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換又は複製を、甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損等修繕を要する箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れたことにより甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うものとする。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき

2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
- 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
- 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- 五 銀行取引の停止
- 六 破産手続きの開始
- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
- 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは、甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、本契約が終了した日の翌日から明渡し完了の日まで賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備・その他物品等を全て撤去するものとする。

3 乙は、甲に対する造作買取請求権及び有益費償還請求権を放棄するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 名称変更、営業目的の重大な変更、合併・会社分割等があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(遅延損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる一切の乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする

三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする

ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る

イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力若しくは資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人又は家賃債務保証業者に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第1管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

企業総合保険証券



保険契約者

〒 592-8335

住所 大阪府 堺市 西区 浜寺石津町東 3-2-13

氏名 荻野 孝弥 様

240327 B 1 112111 000002 00010423
001/001 001/002 0000285#



9385

普通保険約款及び特約その他この保険証券に記載したところに従い
保険契約を締結し、その証としてこの保険証券を発行します。
なお、保険証券の見方については、「ご契約のしおり(約款)」を
ご参照ください。

証券番号

弊社連絡先

大阪北S2

☎ 06-6203-0633

代理店/仲立人 ㈱ライフプラザパートナーズ高田

☎ 06-6313-9985

ご契約のしおり(約款)をホームページでの閲覧(Web約款)としていただいたことで紙の使用量を削減することができました。
地球温暖化の防止・軽減に向けた取り組みにご賛同いただき誠にありがとうございました。

東日本海上火災保険株式会社

印紙税申告納
付につき勤町
税務署承認済

印紙税申告納

付につき勤町

税務署承認済

電話番号 072-245-9855

携帯電話

FAX番号

ご契約日 令和 6年 3月21日

他の保険契約等

無

証券作成日 令和 6年 3月27日(24. 3)

保険種類・保険期間

保険種類	企業総合保険 財産条項
保険期間	令和 6年 4月21日 午後 4時から 令和 7年 4月21日 午後4時まで 1年間

取扱営業店・代理店

営業店	39C4 大阪北S2	契約者/団体
代理店/仲立人	6717 ㈱ライフプラザパートナーズ高田	代理店枝番

補償の対象となる方(被保険者)

保険の対象の所有者	荻野 孝弥 様
借家人賠償責任の被保険者	荻野 孝弥 様

物件の情報

保険の対象となる建物・保険の対象を収容する建物		
★所在地	〒592-8335 大阪府 堺市 西区 浜寺石津町東 3-2-13	
物件名称	事務所	
物件種別	一般物件	★作業規模 [動力設備] 50kW未満 [電力設備] 100kW未満 [作業人員] 5人未満
★職作業	[区分] 職業物件 [コード] 0400AA [名称] 事務所 [詳細名称]	

構造 階数	地上 1階 地下なし	専有・占有面積	175.45㎡	延床面積
★構造(建物構造)	鉄骨造	★建築年月		
★耐火基準	該当なし	構造級別	2級	

補償の対象となる物件(保険の対象)

建物内設備什器	上記建物内に収容される設備什器一式
---------	-------------------

付属物の取り扱い	設備什器・畳・建具・造作:含みます
----------	-------------------

保険料のお支払内容

保険料	建物内設備什器	3,100円
	借家人賠償責任補償特約	25,520円
	1回分保険料	28,620円
	総払込保険料	28,620円
払込方法	コンビニ払(一時払)	
	初回払込保険料	保険始期の属する月の翌月(令和 6年 5月)末日
保険料払込期日	第2回目以降払込保険料	

本書に記載の内容がお申込み内容と相違ないかを必ずご確認ください。ご不明な点がございましたら代理店または弊社にお問い合わせください。

★が付された事項は、内容の変更が生じた際に、遅滞なく弊社にご連絡をいただく必要がある事項(通知事項)です。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

証券番号：

保険約款：企業総合保険普通保険約款（財産条項）

保険期間：令和 6 年 4 月 2 1 日 午後 4 時から 令和 7 年 4 月 2 1 日 午後 4 時まで

1 年間

契約者名：萱野 孝弥 様

■補償内容の詳細および万一の事故の際にお支払いの対象となる保険金につきましては、「ご契約のしおり（約款）」に掲載の普通保険約款・特約・お支払いする保険金の概要をご確認ください。（弊社ホームページwww.tokiomarine-nichido.co.jpまたは冊子をご参照ください。）

保険金額	建物	建物内設備什器	建物内商品製品
保険金額 (約定付保割合) (評価基準:保険価額)	—	100万円 (100%) (再取得価額: 100万円)	—

保険金支払方式	実損払方式
建物の評価方法	
建物内設備什器の評価方法	お客様からの申告に基づき評価
建物内商品製品の評価方法	

○：補償されます。 ×：補償されません。 * 1事故あたりの損害額から免責金額を差し引いた額をお支払いします。

財産条項「補償の内容」		建物内設備什器	免責金額＊	ご確認ください
火災、落雷、破裂・爆発		○	10万円	・補償内容によって適用される免責金額が異なる場合があります。詳細は、免責金額欄をご確認ください。 ・「補償の内容」の詳細につきましては「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。事故の内容によっては保険金をお支払いできない場合があります。 ・預貯金証書（建物内設備什器）、通貨等（建物内設備什器）は盗難のみ補償します。 ・水災の保険金支払方式は浸水条件有型実損払方式です。
ひょう 災、雹災、雪災		○	20万円	
給排水設備事故の水漏れ等		○	10万円	
しょう 騒擾、労働争議等		○		
車両・航空機の衝突等		○		
建物の外部からの物体の衝突等		○		
盗難		○		
水災（浸水条件 有）		○		
電氣的・機械的事故		×		
その他偶然な破損事故等		×		

特約等

安定化処置費用補償特約（財産）

水災縮小支払特約

高額責金額等不担保特約（設計）

縮小支払割合 50%

借家人賠償責任補償特約

免責金額：なし

限度額 3,500万円

サイバー攻撃限定特約（財産）

その他の条件

通貨等（建物内設備什器）

限度額 30万円

預貯金証書（建物内設備什器）

限度額 500万円

一般廃棄物清掃管理・処理申込書（継続処理）

ヴィクトリー開発株式会社 御中

令和5年 月 日

申込区分	① 新規 [令和 5 年 } 月 { 日から収集開始]
	② 変更 [令和 年 月 日から変更] [申込者・収集場所・送付先住所・個数・収集先名称・その他 ()]
	③ 追加 [平成 年 月 日から 個追加 合計 個]

申込者（法人の場合は、氏名欄に社名・役名・代表者氏名を記入し、社印・代表社印を押印）	
住所	〒（592-8335） 大阪府堺市西区浜寺石津町東3丁2番13号
名称	かやの たかや 事務所 
氏名	萱野 孝弥 電話番号 
場所（申込者の住所と異なる場合のみ記入）	
住所	〒（ - ）
名称	電話番号（ ） -

廃棄物の量 450 700 900 1/日 個

収集曜日 月・火・水・木・金・土

職 種	
1. 医 療	6. 家 庭
2. 飲 食	7. サービス
3. 小 売	8. 公 共
4. 事務所	9. マーケット
5. 工 場	10. その他

備 考			
	処理量	申 込 期 間	処 理 手 数 料
1ヶ月	6 /日個	~	3,000 (税抜)
1年間	72 個		36,000 (税抜)

廃棄物の内容	
① 生ごみ	④ 木くず ⑤ 廃油
② 紙くず	⑥ 繊維くず
③ カン・古紙類	⑦ ペット

廃棄物を入れる容器の種類	
① ポリ容器	③ コンテナボックス
② ポリ袋	④ その他 ()

清掃・収集を行う場所付近の見取り図

様式第13号(第6条関係)

備 品 台 帳

会派の名称・議員氏名

萱野 孝弥

購入年月日	品 名	形質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
令和7年 3月10日	ノートパソコン		278,000 円	222,400 円 (按分率 80 %)	5 年	令和12年 3月10日	
令和7年 3月27日	iPad		109,065 円	87,252 円 (按分率 80 %)	5 年	令和12年 3月27日	
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		

備考 1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。